



知っていますか？成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人にとって、不動産や預貯金などの財産管理、介護・福祉サービスを利用するための手続きや契約を結ぶことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、正しい判断ができずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込み詐欺などの悪質商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を法律的に支援するのが成年後見制度です。

例えばこんなとき…

●軽度の認知症と診断された一人暮らしの母親が訪問販売や振り込み詐欺などの悪質商法にだまされないか心配です

↓本人が成年後見人の同意を得ないで結んだ契約は、成年後見人に与えられた権限によって、取り消すこともできるので、悪質商法などのトラブル

を防ぐことができます。

●精神障がいを持つ夫が勝手にローンを組んでしまい困ります

↓成年後見制度を活用すれば、成年後見人によって、預貯金や年金などの財産管理が行われます。本人の判断だけで結んだ金銭的な契約は取り消すこともできるので、不要なローン契約の締結による被害を防ぐことができます。

●高齢になるにつれ知的障がいを持つ一人娘のことが気掛かりです

↓親亡き後の本人の権利を守っていくためにも、成年後見制度があります。成年後見人によって、財産管理や相続、福祉サービスの契約など、さまざまな支援を受けることができます。

手続き(申立)先は、盛岡家庭裁判所です。相談は、地域包括支援センターで受け付けていますので、気軽にご連絡ください。

福祉 NETWORK

ささえあいの輪

地域福祉課障がい福祉係 ☎・内線1112

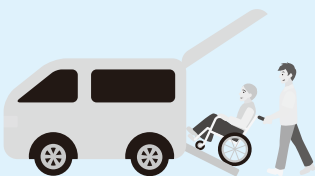
福祉タクシー利用料金一部を助成しています

市は、在宅の重度障がい者の人に対し、タクシー料金の一部を助成しています。

■対象者 身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A判定の人、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人※対象者に該当しても、施設に入所している人や寄宿舎に入寮している人、自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外です。

■利用できるタクシー会社 西根観光タクシー、平館タクシー、福祉タクシーこまどり、安代観光タクシー

■申請窓口 市役所地域福祉課または西根・安代両総合支所、田山支所



■手続きに必要なもの 印鑑と上記の障害者手帳

■助成内容 1枚600円のタクシー券を申請月から1カ月に2枚ずつ、1年度で最大24枚交付します(例：4月申請 24枚、5月申請 22枚、……、3月申請 2枚)

市内障がい者相談支援事業所をご利用ください

市内には、障がい者の障害福祉サービスの利用などについて相談できる相談支援事業所が2カ所あります。専門の相談員が総合的な相談、支援を行っていますので、どうぞご利用ください。



■市内の障がい者相談支援事業所

▶指定特定相談支援事業所 ぐらしの相談室

【住所】大更 25-223-11 A-105 ☎68-7250

▶相談支援事業所「白ゆり」

【住所】田頭 8-139-2 ☎68-7824